

関連ファイルの修正について

令和 3 年 12 月 1 日公告

近鉄四日市駅周辺（四日市中央線）整備工事に関する技術協力業務委託優先交渉権者選定公募型プロポーザルについて

令和 3 年 12 月 1 日修正

【修正内容】

- ・ 配布資料一覧表
資料番号 1 の文言を修正。
~~審査要領~~ **審査要領・評価基準**
- ・ 審査要領
審査要領に評価基準を追加。
ファイル名を修正。
~~審査要領~~ **審査要領・評価基準**

令和 3 年 12 月 2 日修正

【修正内容】

- ・ 様式 9-1_特定建設工事共同企業体協定書（甲型）
第 18 条の文言を修正。

（解散後の瑕疵担保責任**契約不適合責任**）

第 18 条 当企業体が解散した後においても、本事業につき**瑕疵契約不適合**があったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

令和 3 年 12 月 13 日修正

【修正内容】

- ・ 様式 5-2 技術協力業務の実施方法

文言を修正。

A 3 判片面~~5~~2 枚とすること。

- ・ 様式 5-4-2 特定テーマ ii

枠線を追加。

- ・ 様式 5-4-3 特定テーマ iii

文言を修正。

A 3 判片面~~1~~2 枚とすること。

- ・ 仕様書 P.1

本業務の受託者となった者は、「近鉄四日市駅周辺（四日市中央線）整備工事に関する基本協定書」および「近鉄四日市駅周辺（四日市中央線）整備工事に関する設計協力パートナーシップ協定書」に基づき、採用された技術提案を達成するため、実施設計段階において、技術提案等の施工性および技術的・経済的課題を検討し、更なる技術提案等を実施設計に反映させるため、以下の業務を実施する。

- ・ 仕様書 P.3～5

~~6~~7 業務の実施に係る留意事項

~~7~~8 成果品

~~8~~9 支払方法

~~9~~10 契約解除

受託者が技術協力業務の契約締結後に、会社更生法又は民事再生法に基づく申立てがなされた、または、四日市市建設工事等入札資格参加資格停止基準に基づく入札参加資格停止措置を受け、発注者が、受託者との本工事の契約について締結の見込みがないと判断した場合は、技術協力業務の契約を解除することがある。また、契約を解除した場合は、受託者は優先交渉権を失い、締結された基本協定書及び設計協力パートナーシップ協定書は効力を失うものとする。

~~10~~11 暴力団等不当介入に関する事項

~~11~~12 障害者差別解消に関する事項

~~12~~13 個人情報の取り扱いに関する事項

・ 審査要領・評価基準 P.3

様式欄の文言を修正。

業務実績 ~~様式 2-1~~ **様式 2-1-1**

様式 2-1-2

様式 2-1-3

管理技術者 ~~様式 2-2~~ **様式 2-2-1**

・ 審査要領・評価基準 P.5

評価資料欄の文言を修正。

実績 ~~様式 2-1~~ **様式 2-1-1**・**様式 2-1-2**・**様式 2-1-3** (企業要件→企業実績)

~~様式 2-2~~ **様式 2-2-1** (管理技術者要件→技術者実績)

・ 書類作成要領 P.4

文言を追記。

(10) 下記提出書類等一覧の①～⑩を P D F 化したデータを収納した電磁記録媒体 (DVD-R/RW)を正本版・副本版にてそれぞれ提出すること。

・ 書類作成要領 P.4

頁数を修正。

技術提案内容 (特定テーマ iii) ~~様式 5-4-3~~ **±2** 頁以内

・ 書類作成要領 P.5

提出書類等一覧に⑩を追記。

・ 書類作成要領 P.7

各様式の留意事項等に(DVD-R/RW)を追記。

令和 3 年 12 月 14 日修正

【修正内容】

- ・書類作成要領 P.1、4

文言を追記。

(4) 正本1部を除き、企業等（住所、代表者、連絡先等）の名称を一切記入しないこと。

（作成した企業等が類推できるような記述、ロゴ等の挿入も禁止する。）

- ・事前説明会開催時質問・第 1 回質問及び回答

実施要領 質問番号5の回答を修正。

実施要領 P7（I.9.参加資格（3）代表構成員の参加資格要件③及び⑤）に記載の橋梁上部工事、橋梁下部工事は、歩道・車道の区別はありません。

令和 3 年 12 月 16 日修正

【修正内容】

・書類作成要領 P.2

文言を追記。

上記実績以外に平成18年度以降に元請として完成した、以下に示す各A・B・Cの同種・類似工事の実績を有する者は、それぞれ最大5件まで様式に記載することにより加点評価する。なお、共同企業体の構成員としての実績の場合は、出資比率が20%以上であること。

【同種工事 A】 鉄道近接の橋梁下部工事（杭工）

【類似工事 A】 鉄道近接の橋梁下部工事（杭工に限らない）

【同種工事 B】 橋長 110m 以上かつ幅員 4m 以上の歩道橋における
鋼橋上部工事

【類似工事 B】 橋長 55m 以上かつ幅員 4m 以上の歩道橋における
鋼橋上部工事

【同種工事 C】 杭長 50m 以上の橋梁下部工事

【類似工事 C】 杭長 25m 以上の橋梁下部工事

※仮に、同一工事内で同種工事 A、同種工事 B を施工していた場合、実績は 1 件としてカウントする。

※加点評価となる A・B・C の同種・類似工事の実績は人口集中地区（DID 地区）に限らない。

・書類作成要領 P.3

文言を追記。

上記実績以外に平成18年度以降に元請として完成した、以下に示す同種・類似工事に、現場代理人、監理技術者又は主任技術者として従事した経験を有する者は、最大5件まで様式に記載することにより加点評価する。なお、共同企業体の構成員としての実績の場合は、出資比率が20%以上であること。

【同種工事】 鉄道近接の橋梁下部工事（杭工）

【類似工事】 鉄道近接の橋梁下部工事（杭工に限らない）

※加点評価となる同種・類似工事の実績は人口集中地区（DID 地区）に限らない。